

令和4年度第2回「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議(書面形式)」開催結果

1 質問・意見照会期間

令和5年1月23日(月)～1月31日(火)

2 議題 (●：各委員からの質問及び意見、○：事務局の回答及び見解)

・令和5年度札幌市食品衛生監視指導計画案について

(1) 計画案に対する御意見

委員名	内容
太田委員	<p>●「管理運営基準」という用語は現行の法令上にないため、「公衆衛生上講ずべき措置の基準」としてはどうか。</p> <p>○御指摘の点につきましては、「公衆衛生上必要な措置の基準」と表現を改めます。</p>
太田委員	<p>●食肉による食中毒への対策の中で、北海道が定めた野獣肉の衛生指導要領に基づいた指導と記載があるが、厚生労働省の「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」に基づく指導の方が、最終改正日も直近であるため適切ではないか。</p> <p>○北海道が定めた「野獣肉の衛生指導要領」につきましては、法改正及び厚生労働省の定めた「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」の改正を受けて、令和3年5月27日付けで改正されております。このため、御指摘の点につきましては、「北海道が定めた「野獣肉の衛生指導要領」等に基づいた指導」と修正させていただきます。</p>
太田委員	<p>●乳・乳製品の重点実施事項として、「事業者による飲用乳についての微生物等出荷時検査の徹底」とあるが、HACCPに沿った衛生管理が導入されている現在、出荷時検査に重点を置くのではなく、工程管理が確実に実施されていることの確認に重点を置くことの方が重要ではないか。</p> <p>○重点実施事項については、厚生労働省告示「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき設定しております。なお、HACCPの観点では、貴見のとおり、製造時の加熱等の工程に重要管理点(CCP)を設定している施設が多いですが、乳製品等の品目によっては、製造過程における衛生管理の徹底はもちろんのこと、出荷時検査についてもリスク要因の排除のために重要な工程であることから、引き続き確認・指導を徹底してまいります。</p>
太田委員	<p>●重点監視施設の監視指導実施計画について、平成31年度計画と比較すると80%程度であり、コロナが5類感染症に移行することを考慮すると、今一つの積み上げがほしい。</p> <p>○法改正によりHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことを考慮し、対象施設の見直しを行った結果となっております。今後については、食に関する情勢や各年度の実施状況を検証しながら、適宜見直しを図ってまいります。</p>

太田委員	<p>●収去計画について、コロナ禍前の前年より減少しているのは何故か。また、平成31年度計画と比較すると検体数で77.4%であり、今一つの積み上げがほしい。</p>
石川委員	<p>●収去計画について、令和5年度は「器具・容器包装・おもちゃ」の収去品目がなくなっているが、違反事例がないことから実施しないという整理としたのか。</p> <p>○法改正により、HACCPに沿った衛生管理が制度化されたこと及び厚生労働省の衛生規範が廃止されたことに伴い、食品等事業者には、規格基準のない食品であっても、自らが検証し定めた衛生管理の水準に則り、自主検査等をとおして衛生管理が適正に機能していることを確認するよう指導しております。このため、収去検査については、これまでと同様の水準で実施するのではなく、札幌市における流通食品の特性、過去の違反状況等を鑑み、必要な収去検査を実施することとしております。</p>
大野委員	<p>●「大規模イベントの関係施設に対する監視・指導」について、次年度は不特定多数の市民や観光客の来場が見込まれるイベントの開催が増えてくること及びコロナ禍を挟んでおり関係する事業者らの対策も不十分になることが予想されることから、イベント関係者や参加者らに対する監視・指導にも十分に注力していただきたい。</p> <p>○次年度については、大規模、小規模に関わらず、コロナ禍により数年ぶりの開催となる食品関係のイベントの増加が想定されるため、事前相談の段階から取扱食品や調理工程等を詳細に聞き取り指導するとともに、立入時には温度管理等の衛生管理状況を確認し、必要な指導を徹底いたします。また、食中毒及び感染症対策として、手洗いや消毒についても徹底するよう指導いたします。</p>
石川委員 曾根委員	<p>●図の挿入等により内容が整理されて分かりやすくなった。大規模イベントに備えて関係各所と連携しながら監視指導を行うことは必須であると考えている。</p> <p>●よりわかりやすくなるよう工夫がされていて、良いと思います。</p> <p>○今後も、計画に策定にあたっては、構成、デザイン等の意匠をこらし、市民、事業者にとって分かりやすい内容とするよう努めてまいります。また、計画の実施にあたっては、関係各所と十分に連携を図りながら、効果的・効率的な監視・指導を実施してまいります。</p>
石川委員	<p>●アレルゲンピクトグラム（絵文字）について、消費者に対しても、例えば料理教室や食に関する講座などの機会を利用して、広く周知してほしい。</p> <p>○アレルゲンピクトグラムの普及に関しては、令和4年度はタウン誌に記事を掲載し、市民向けに事業を案内する機会を設けたほか、年度内に事業者が手に取りすぐに使用できるよう、事業を案内するチラシにピクトグラムのシールを添付したものを作成し、保健所窓口に配架する予定です。事業者に対する通知文書への同封など、利用促進方法を工夫して行ってまいります。</p>

千葉委員	<p>●消費者、事業者及び札幌市が食の安全・安心に関する様々な疑問や意見について、誰もが情報共有・意見交換等の参加をしやすいイベント等を実施し、本当の意味でリスクコミュニケーションの充実を図ってほしい。</p> <p>○ここ数年間はコロナ禍により、消費者、事業者及び札幌市の情報共有、意見交換の機会が大幅に減少しました。既存の事業を再開するに当たっては、効果的な内容になるよう、工夫してまいります。</p>
皆川委員	<p>●重点監視施設の監視・指導について、「監視指導」と「立入検査」という用語は同義か。同義であれば統一すべきと考える。</p> <p>○「監視指導」の一手法として「立入検査」があるため、同義ではございません。例えば、「収去検査」や「文書指導」等についても、「監視指導」に含まれます。</p>
皆川委員	<p>●監視指導の実施における食中毒対策の徹底について、本文と表における病因物質の記載順序を統一してほしい。</p> <p>○御指摘の点につきましては、いただいた御意見を参考とし、表の記載順序を本文と統一いたします。</p>
皆川委員	<p>●大規模イベントの関係施設に対する監視指導について、「G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合」、「全国高等学校総合体育大会（インターハイ）」、「オータムフェスト」の実施時期を記載してほしい。</p> <p>○大規模イベントについては、実施主体と連携をとっておりますが、現時点で開催時期が詳細に確定していないイベントもあるため、名称のみ記載することとしております。</p>
皆川委員	<p>●夏期及び年末食品一斉監視の監視予定施設数を記載してほしい。</p> <p>○夏期及び年末一斉監視の実施内容については、毎年、厚生労働省及び消費者庁の通知が発出され、重点監視指導項目が示された後に、本市で方針を定めており、現時点において監視予定施設を選定しておりません。</p>
皆川委員	<p>●IV章の表題は、「事業者自らが実施する衛生管理及び自主的取組の推進」ではなく、「事業者の自主的取組の推進のための支援」が適切と考える。</p> <p>○IV章の表題については、厚生労働省告示「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」において、記載内容が「食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進」と改められたことから、当該指針に表現を合わせております。</p>
皆川委員	<p>●市民、事業者への情報提供と意見交換における、(2) 食中毒予防に関する情報発信及び普及啓発、(3) 大型商業施設と連携した情報発信について別項目とせず、統合して記載してほしい。</p> <p>○御指摘の点につきましては、いただいた御意見を参考とし、「(2) 食中毒予防に関する情報発信及び普及啓発」に記載内容を統一いたします。</p>
皆川委員	<p>●市民、事業者、札幌市の意見交換において、規模や内容、開催方法は検討するとあるが、本計画において、ある程度具体的に内容を示す</p>

	<p>べきと考える。</p> <p>○意見交換は、事業の性質上、一方（札幌市）のみで実施内容の詳細を決定できるものではなく、事業者のおかれた状況などを踏まえ、その時点で現実的に実施可能な内容や方法を決めていく必要があります。コロナ禍前のリスクコミュニケーション事業の内容の良い点を引継ぎ、実施する予定です。</p>
皆川委員	<p>●「札幌市食品健康危機管理シミュレーション」の「食品健康」とは何か。表現を変えた方がよいと考える。</p> <p>○御指摘の点につきましては、「札幌市健康危機管理シミュレーション訓練」と表現を改めます。</p>
皆川委員	<p>●食品衛生に関する人材の養成と資質の向上の各項目について、講習会の回数、訓練の概要等の具体的な内容を記載してほしい。</p> <p>○食品衛生に関する人材の養成と資質の向上のためには、現時点において、概要、回数などの目標を定めて成果を評価するのではなく、食に関する情勢や日々の監視指導業務の中から、講習会、訓練及び調査研究の内容等について回数を含めて都度検討し、実施することが必要であると考えております。</p>
皆川委員	<p>●重点監視指導対象施設のABC区分の基準における、指導経緯、取扱食品、提供食数、流通範囲、自主管理状況について、各区分に該当する要件を分かりやすく明記してほしい。</p> <p>○重点監視指導施設の選定にあたっては、施設の許可業種やその業態、取り扱う食品の種類、流通範囲等の複数の要素を総合的・複合的に判断した上で、リスクレベルの高い施設に重点的に立入りを実施できるよう、現行の要件としております。</p>
片桐委員	<p>●手洗いの啓発は重要であると考えするため、次年度も保育園児向けの手洗い・うがいに関する啓発を実施してほしい。</p> <p>○次年度についても、「しろくま忍者の手あらいソング」等を活用し、保育園児を含めた市民に対し、手洗い等の重要性について広く啓発を行ってまいります。</p>
片桐委員	<p>●遺伝子組み換え食品について、食品表示や残留農薬に関する監視指導は行われているのか。</p> <p>○遺伝子組み換え食品を含め、食品の表示に関しては、食品製造施設及び販売施設等に立入し、食品表示法に基づいた適切な表示がされているか確認・指導しております。また、残留農薬については、札幌市中央卸売市場や市内大型スーパー等から穀類・農産物等の収去を実施し、基準値を満たしているか確認しております。</p>
片桐委員	<p>●監視指導計画は、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の施策目標のうち、「誰もが食の安全の確保の主役となる街」の内容が主であると思うが、もう一つの施策目標である「食の安心と魅力あふれる街」にあたる内容に関して、今後の推進会議の中で内容の検討は行われるのか。</p> <p>○「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画」については、単年度</p>

	<p>の札幌市食品衛生監視指導計画とは異なり、令和2年度から6年度までの5か年計画としており、施策目標Ⅱで掲げる各事業を含めて、毎年度、進捗状況を報告した上で、最終年度（次期計画策定時）に総合的な評価をすることとしております。なお、令和7年度以降の第3次計画の策定にあたっては、次年度以降の推進会議において議題とする予定です。</p>
--	---

(2) 計画案の修正

会長と事務局で協議した結果、計画案の一部を修正することとした。